

認定権者記載欄

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |

様式第5-(口)-③

〔本様式は、指定業種に係る原油等の仕入価格の上昇等を指定業種及び企業全体の製品等の価格に転嫁できていないことによって認定基準を満たす場合に使用する。〕

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書 (口-③)

令和 年 月 日

北九州市長 様

申請者 事業所在地
 企業名又は屋号
 代表者名
 TEL

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品（以下「原油等」という。）の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

(表)

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |

※表には、指定業種であって、原油等の価格の上昇を製品等の価格に転嫁できていない事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を記載。当該指定業種が複数ある場合には、その中で最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。

記

①上記の表に記載した指定業種(以下同じ。)に係る原油等の仕入単価の上昇(上昇率が20%以上となっていること)

$$\frac{E}{e} \times 100 - 100$$

上昇率 %

E : 指定業種に係る原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価

e : 指定業種に係るEの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価

円

円

②全体の売上原価のうち指定業種に係る原油等の仕入価格が占める割合(依存率が20%以上となっていること)

$$\frac{S}{C} \times 100$$

依存率 %

C : 申込時点における最新の全体の売上原価

S : Cの売上原価に対応する指定業種に係る原油等の仕入価格

円

円

③-1 指定業種に係る製品等価格への転嫁の状況 (P1 > 0となっていること)

$$\frac{A1}{B1} - \frac{a1}{b1} = P1$$

P1 =

A1 : 申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格

a1 : A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格

B1 : 申込時点における最近3か月間の指定業種に係る売上高

b1 : B1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る売上高

円

円

円

円

③-2 全体に係る製品等価格への転嫁の状況 (P2 > 0となっていること)

$$\frac{A1}{B2} - \frac{a1}{b2} = P2$$

P2 =

A1 : 申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格

a1 : A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格

B2 : 申込時点における最近3か月間の全体の売上高

b2 : B2の期間に対応する前年3か月間の全体の売上高

円

円

円

円

※ 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

北九州市指令産地中第1- 号

申請のとおり相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期限 : 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

令和 年 月 日

北九州市長 武内 和久 印

(表1：指定業種に係る原油等の仕入単価の上昇)

| | | |
|----------------------------|---------------------------|------------------------|
| a. 指定業種に係る原油等の最近1か月の平均仕入単価 | b. 指定業種に係る原油等の前年同月の平均仕入単価 | 指定業種に係る原油等の仕入単価の上昇率 |
| 円 【E】 | 円 【e】 | % 【E/e × 100 - 100】 |

(表2：指定業種に係る原油等の仕入価格)

| | |
|--|--------------------|
| c. 指定業種であって、原油等の価格の上昇を製品等に転嫁できていない事業が属する業種 | d. 指定業種に係る原油等の仕入価格 |
| | 円 |
| | 円 |
| 合 計 | 円 【S】 |

※認定申請書の表には、c. 欄に記載する指定業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）と同じ業種を記載。原油等の仕入価格の算出ができる指定業種のための記載でも可。

※指定業種に係る原油等の仕入価格を合算して記載することも可。

(表3：全体の売上原価に占める指定業種に係る原油等の仕入価格の割合)

| | | |
|-------------|---------------------|---|
| 全体の売上原価 (a) | 指定業種に係る原油等の仕入価格 (b) | 全体の売上原価に占める指定業種に係る原油等の仕入価格の割合 (b/a × 100) |
| 円 【C】 | 円 【S】 | % |

(表4：指定業種に係る製品等価格への転嫁の状況)

| 指定業種(※) | 最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格(a) | 最近3か月間の指定業種に係る売上高(b) | (a/b × 100) | 前年同期の指定業種に係る原油等の仕入価格(c) | 前年同期の指定業種に係る売上高(d) | (c/d × 100) |
|---------|---------------------------|----------------------|-------------|-------------------------|--------------------|-------------|
| | 円 | 円 | % | 円 | 円 | % |
| | 円 | 円 | % | 円 | 円 | % |
| 合計 | 円 【A1】 | 円 【B1】 | % | 円 【a1】 | 円 【b1】 | % |

※表2に記載した指定業種と同じ指定業種を記載。

(表5：全体に係る製品等価格への転嫁の状況)

| 最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格(a) | 最近3か月間の全体の売上高(b) | (a/b × 100) | 前年同期の指定業種に係る原油等の仕入価格(c) | 前年同期の全体の売上高(d) | (c/d × 100) |
|---------------------------|------------------|-------------|-------------------------|----------------|-------------|
| 円 | 円 | % | 円 | 円 | % |
| 【A1】 | 【B2】 | | 【a1】 | 【b2】 | |

(注) 申請にあたっては、表2に記載している指定業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等(例えば、取り扱っている製品・サービス等が分かる書類、許認可証など)、上記の原油等の仕入価格、売上原価及び売上高が分かる書類等(例えば、仕入帳、売上台帳、試算表など)の提出が必要。

令和 年 月 日
上記につき相違ありません。

所在地
企業名
代表者名
Tel

融資申込みに係る反社会的勢力でないことの表明・確約書

令和 年 月 日

北九州市産業経済局中小企業振興課 殿

住所（個人の場合）

事業所在地

企業名又は屋号

代表者名

以下の内容に同意します。

※以下の内容を確認してチェックを入れて下さい。

私（申込人が法人の場合には、当該法人の役職員等を含む。以下同じ。）及び代理人は、次の1の各号のいずれかに該当し、もしくは2の各号のいずれかに該当する行為をし、または1に基づく表明・確約に関して貴課に虚偽の申告をしたことが判明し、貴課が融資を行うことが不適切であると判断した場合は、融資の申込みを断られても異議申立てをいたしません。また、これにより損害が生じた場合でも、すべて私の責任といたします。

以上について確約の上、貴課に融資を申し込みます。

なお、本書の内容について、貴課が福岡県警察本部に照会することを承諾します。

1 私は、現在、次の各号に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (4) 暴力団準構成員
- (5) 暴力団関係企業
- (6) 総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (7) その他これらに準ずる者
- (8) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している法人等
 - イ 暴力団員が実質的に運営している法人等
 - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している者
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者

2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 融資斡旋に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴課の信用を毀損し、又は貴課の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為